

官報

号外 昭和五十九年八月二日

○第一百一回 衆議院會議録 第三十九号

昭和五十九年八月二日(木曜日)

議事日程 第三十五号

昭和五十九年八月二日

午後零時三十分開議

第一 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

午後零時三十三分開議

○議長(福永健司君) これより會議を開きます。

日程第一 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長福家俊一君。

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君 ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十五年七月に我が国が署名いたしました女子に対する差別的撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図ろうとするものであります。

第一は、妊娠中及び産後六週間を経過しない女子について、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠または出産に係る機能に有害なものに限定すること。

第二は、妊娠中の女子について、一定の航海に關し、本人が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めたとき等を除いて、船内で使用してはならないこと。

第三は、出産後八週間を経過しない女子について、出産後六週間を経過した者が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めた場合を除き、船内で使用してはならないこと。

第四は、妊娠中または出産後一年以内のいわゆる妊産婦の船員について、母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととするともに、時間外、休日及び夜間の作業についても、原則として従事させてはならないこと。

本案は、五月十四日本院に提出され、六月十八日本委員会に付託となり、同月二十二日細田運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、七月十七日、二十七日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、本案といわゆる男女雇用均等法案との関係、女子船員の就業状況と就業条件の整備、夜間労働禁止規定の廃止と就業制限緩和の諸影響等でありましたが、その詳細は委員会記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、二十七日討論に入り、自由民主党・新自由国民連合の田中直紀君から賛成、日本共産党・革新共同の梅田勝君から反対の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第二、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事小澤潔君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小澤潔君登壇〕

○小澤潔君 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、地方税法等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一は、地方税法の改正についてであります。まず、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税につきましては、従来の制度の基本的枠組みを維持しつつ、たばこ専売制度の改革に対応した改正を行うこととし、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者が小売販売業者に売り渡す製造たばこに対し、従価割額及び従量割額の合算額によって、小売販売業者の営業所所在の道府県及び市町村において課することとしたしております。

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

なお、道府県たばこ消費税の税率は、従価割にあっては八・一％、従量割にあっては千本につき二百円とし、市町村たばこ消費税の税率は、従価割にあっては一四・三％、従量割にあっては千本につき三百五十円とすることとしたしております。

次に、固定資産税につきましては、日本たばこ産業株式会社が所有し、直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る課税標準を、その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとするほか、日本電信電話株式会社に対し日本電信電話公社から出資される償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとしたしております。

このほか、日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の不動産の取得等について、不動産取得税、特別土地保有税及び事業所税を非課税とするとともに、専ら公衆のために第一種電気通信事業を営む一定の者が、当該第一種電気通信事業の用に供する一定の施設について、事業所税を非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正についてであります。

公社有資産所在市町村納付金等に係る制度につきましては、日本専売公社及び日本電信電話公社の解散により、これらの公社がその適用対象外となりますので、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

本案は、四月十六日当委員会に付託され、七月十二日田川自治大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十一日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一二五六

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(福永健司君) 日程第三、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長有馬元治君。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔有馬元治君登壇〕

○有馬元治君 ただいま議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲を拡大するとともに、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等を行うものとするもので、その主な内容は、

第一に、身体障害者福祉の理念に関する規定の整備を行うこと、

第二に、身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定の整備を行うこと、

第三に、身体障害者の範囲について、従来の規定に加え、新たに政令で定めることができることとする等であります。

本案は、去る四月二十七日参議院より送付さ

れ、同日付託となり、七月十二日渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

この法律案は、昨日大蔵委員会において、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党派により起草し、全会一致をもって成案とし、これを委員会提出の法律案とするに決したものであります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

近時、フェル等と称するいわゆる代替ガソリンが自動車用燃料として各地で販売されておりますが、この代替ガソリンは通常のガソリンに比し比重が重いことから、揮発油税法において比重〇・八〇一七以下と定義されている揮発油には該当せず、揮発油税及び地方道路税が課税されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

しかし、最近この代替ガソリンが広範囲に出回り始め、量的にも相当拡大する兆しを見せており、このまま放置すれば、揮発油税制度等の円滑な維持に支障を来し、これらの税収にも無視し得ない影響が及ぶおそれが生じてまいりました。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本法律案は、このような事態に対処するため、代替ガソリンに対し両税を課税すべく、次のように所要の措置を講じようとするものであります。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

まず第一に、炭化水素油と揮発油以外のものとを混和して一定の規格の揮発油類似品としたとき、または、一定の規格の揮発油類似品を保税地域から引き取るときは、これを揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用することとしたしております。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

第二に、揮発油とみなされる揮発油類似品のうち、塗料の製造用等の用途に供されるものとして一定の規格を有するものについては、免税措置を講ずることとしたしております。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

以上の措置は本年十二月一日から施行することとし、また、法施行日において五キロリットル以上の揮発油類似品を所持する販売業者等に対して手持品課税を行うこととするほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその大要であります。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(福永健司君) 採決いたします。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその大要であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 渡部 恒三君
運輸大臣 細田 吉藏君
自治大臣 田川 誠一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。
日本育英会法

(政府委員退任)

一、昨日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あ
て、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動
があり、政府委員としての資格を失った旨の通
知を受領した。

記

異動前の 官職名	氏名	異動後の 官職名	異動年 月日
内閣参事	中村 徹	運輸省航 空局監理 部長	昭五・八・一

(政府委員承認)
一、昨日、福永議長は、中曾根内閣総理大臣申
し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命
することを承認した。

内閣参事官 莊司 暁夫

(政府委員任命)
一、昨日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あ
て、一日議長において承認した莊司暁夫を、同
日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を
受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る七月二十七日、議長において、次のとお
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

地方行政委員

辞任	補欠
大村 襄治君	加藤 六月君
加藤 六月君	大村 襄治君

法務委員

辞任	補欠
山花 貞夫君	関 晴正君
関 晴正君	山花 貞夫君

大蔵委員

辞任	補欠
坂井 弘一君	竹内 勝彦君
竹内 勝彦君	坂井 弘一君

農林水産委員

辞任	補欠
水谷 弘君	西中 清君
西中 清君	水谷 弘君

商工委員

辞任	補欠
渡辺 嘉藏君	山中 末治君
山中 末治君	渡辺 嘉藏君

建設委員
北川 正恭君
田中 直紀君
箕輪 登君
水谷 弘君
加藤 六月君
小里 貞利君
保岡 興治君
西中 清君

環境委員
関 晴正君
山中 末治君
山花 貞夫君
渡辺 嘉藏君
補欠 山花 貞夫君
補欠 渡辺 嘉藏君
補欠 山中 末治君

地方行政委員
竹内 勝彦君
坂井 弘一君
竹内 勝彦君
補欠 坂井 弘一君
補欠 竹内 勝彦君

内閣委員
元信 堯君
五十嵐広三君
元信 堯君
補欠 五十嵐広三君
補欠 元信 堯君

大蔵委員
古屋 亨君
松田 九郎君
山岡 謙蔵君
五十嵐広三君
伊吹 文明君
尾身 幸次君
高村 正彦君
元信 堯君
補欠 古屋 亨君
補欠 松田 九郎君
補欠 山岡 謙蔵君
補欠 五十嵐広三君

科学技術委員
藤田 高敏君
上坂 昇君
村山 喜一君
補欠 藤田 高敏君
補欠 上坂 昇君
補欠 村山 喜一君

環境委員
山本 政弘君
上坂 昇君
山本 政弘君
補欠 上坂 昇君
補欠 山本 政弘君

法務委員
大村 襄治君
工藤 巖君
左藤 恵君
佐藤 文生君
村上 茂利君
森 美秀君
森 美秀君
補欠 大村 襄治君
補欠 工藤 巖君
補欠 左藤 恵君
補欠 佐藤 文生君
補欠 村上 茂利君

外務委員
渡部 一郎君
西中 清君
渡部 一郎君
補欠 西中 清君
補欠 渡部 一郎君

社会労働委員
村山 喜一君
村上 茂利君
町村 信孝君
村山 喜一君
補欠 村上 茂利君
補欠 町村 信孝君

環境委員
山本 政弘君
上坂 昇君
山本 政弘君
補欠 上坂 昇君
補欠 山本 政弘君

法務委員
大村 襄治君
工藤 巖君
左藤 恵君
佐藤 文生君
村上 茂利君
森 美秀君
森 美秀君
補欠 大村 襄治君
補欠 工藤 巖君
補欠 左藤 恵君
補欠 佐藤 文生君
補欠 村上 茂利君

外務委員
渡部 一郎君
西中 清君
渡部 一郎君
補欠 西中 清君
補欠 渡部 一郎君

昭和五十九年八月二日 衆議院会議録第三十九号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号 朗読を省略した議長の報告

一二五八

小沢 和秋君 田中美智子君

農林水産委員 補欠

上西 和郎君 網岡 雄君

補欠

網岡 雄君 上西 和郎君

補欠

福岡 康夫君 森本 晃司君

補欠

小沢 和秋君 田中美智子君

補欠

田中美智子君 小沢 和秋君

補欠

佐藤 文生君 田中 直紀君

補欠

西中 清君 渡部 一郎君

補欠

田中 直紀君 佐藤 文生君

補欠

渡部 一郎君 西中 清君

補欠

山口 敏夫君 (理事加藤一君去る七

月二十七日委員辞任につきその補

欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七月二十七日、議長において、次のと

り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し

た。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

加藤 紘一君 山口 敏夫君

補欠

草川 昭三君 草野 威君

補欠

交通安全対策特別委員

辞任

草野 威君 草川 昭三君

補欠

(議案提出)

一、昨日、委員長から提出した議案は次のと

りである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵

委員長提出)

(議案付託)

一、去る七月三十一日、委員会に付託された議案

は次のとおりである。

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十七年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

(議案送付)

一、去る七月二十七日、参議院に送付した内閣提

出案は次のとおりである。

道路運送法等の一部を改正する法律案

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇

の確保を促進するための労働関係法律の整備

等に関する法律案

社会福祉・医療事業団法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案

保健所法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働

組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力

車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施

設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働

組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動

力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉

動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気

通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信

電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労

働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労

働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵

政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労

働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤

作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労

働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤

作業員の処遇を受ける者を除く。))及び定期作

業員」)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業

労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常

勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業

労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。))及び定期作

業員」)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局

労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全通幣勞

働組合関係)

一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案

を参議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵

委員長提出)

(議案通知書受領)

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可

決した旨の通知書を受領した。

日本育英会法案

(質問書提出)

一、去る七月二十八日、議員から提出した質問主

意書は次のとおりである。

内閣総理大臣の職務権限に関する質問主意書

(玉置和郎君提出)

不利な供述の強要に関する質問主意書(玉置和

郎君提出)

一、去る七月三十一日、議員から提出した質問主

意書は次のとおりである。

カイロプラクティックの規制に関する質問主意

書(小沢貞孝君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次の

とおりである。

中央自動車道西宮線長坂及び上野原インター

チェンジの追加新設と工事の進捗状況に関する

質問主意書(鈴木強君提出)

財政、経済に関する質問主意書(稲葉誠一君提

出)

F16に関する質問主意書(稲葉誠一君提出)

宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書(稲葉

誠一君提出)

株式会社「監査制度等に関する質問主意書(稲

葉誠一君提出)

再審三事件に関する質問主意書(稲葉誠一君提

出)

(答弁書受領)

一、去る七月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員沼次郎君提出米軍への提供普通財産の管理に関する質問に対する答弁書

米軍への提供普通財産の管理に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月二十八日

提出者 貝沼 次郎

衆議院議長 福永 健司殿

米軍への提供普通財産の管理に関する質問主意書

旧軍用地等の普通財産が合衆国軍隊に提供されるケースは多い。国有財産法第六条によれば、普通財産は大蔵大臣が管理することとなっている。従つて、これらの米軍提供普通財産が大蔵大臣の管理権の下にあることは自明のことと言わねばならない。しかるに、昭和四十三年三月二日の「提供国有財産の事務処理に関する覚書」(以下「覚書」という。)をみるとこの自明の原則が大きく揺らいでいるように思われる。

また、昭和二十七年法律第百十号「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」(以下「国管法」という。)の第四條一項及び二項と、これに関連して明確にしておくべき事項があると考えられる。

従つて、次の事項について質問する。

一 「国管法」第四條一項の一時使用の許可権は、大蔵省訓令「合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等の取扱に関する規則」(昭和二十八年より五十七年まで存続)では大蔵大臣にあると明定し、国有財産法第六條の趣旨も貫かれて

いる。

衛施設庁の部局等の長に移されている。これでは「関係法令及び通達に定めるところによる」(「覚書」前文)としながら訓令無視ではないか。

提供普通財産の使用収益は、一時使用が實際には長年継続されるケースも多く、複雑な問題を起こすことも考えられるので、この一時使用の許可は、安易に流れることは許されない。この観点から国有財産法第六條を踏まえた前記訓令の規定を大いに是とするものである。

このような重要な規定を「関係法令及び通達」のほかに、任意に行政部局が誤合して了解したと称して変更することは許されることではない。

大蔵省訓令は、大蔵省部内を拘束するはずである。この「覚書」の作成に当たつた国有財産局長は、この訓令を犯していないのか。

また、法令に違反したこの「覚書」は無効ではないのか。

二 「覚書」では防衛施設庁の部局の長が「国管法」第四條一項の許可を行うことになっているが、この「覚書」で唐突に与えられた防衛施設庁の部局の長の許可権がどうしてこの第四條一項の国の許可権となるのか、関係の行政組織法、設置法、組織令等を踏まえた法制局根拠を明示されたい。

三 「国管法」第四條一項の一時使用の許可を受くべき使用収益の態様は次のうち何か、明示せよ。

(イ) 個人の住宅等の建築物の建設

(ロ) 地方公共団体の公共施設の建設

(ハ) 個人の耕作及び農作物の取得

(ニ) 個人の採草

(ホ) その他(あればその態様を示せ。)

また、許可の要否はいかなる基準によるのか、その基準を示せ。

四 無許可の使用収益があれば、国はいかなる対応の措置をとるか。

五 「国管法」第四條二項の使用収益の権利の消滅に伴う事務はいずれの行政機関が執行するの

か。

六 農耕による使用・収益の権利は、農地法等で保護されることがあり得るのか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二八号

昭和五十九年七月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員沼次郎君提出米軍への提供普通財産の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員沼次郎君提出米軍への提供普通財産の管理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

いわゆる提供普通財産についての「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」(以下「国管法」という。)第四條第一項の規定による一時使用等の許可は、合衆国軍隊の用途又は目的を妨げない限度において行われることとされているものであり、かつ、国有財産法に基づくものではない。当該一時使用等の許可は、国管法に基づくものとして、当該財産を合衆国軍隊の使用に供する事務を所掌する行政機関が行うべきものと解される。

ところで、防衛施設庁は、防衛庁設置法第五條第二十五号及び第四十二條の規定により、合衆国軍隊の使用に供する施設及び区域の提供に関する事務を所掌し、防衛施設局長等は、当該事務を分掌している。したがつて、防衛施設局長等は、財務局長等から普通財産の使用承認を受け、当該財産を合衆国軍隊の使用に供する事務を行つており、防衛施設局長等による当該一時使用等の許可の事務は、当該提供事務の一環としてのものである。

なお、御指摘の訓令は、財務局長等が国有財産を自ら合衆国軍隊の使用に供した場合における当該財産に係る国管法第四條第一項の規定による一時使用等の許可の取扱について定めたものである。

三について

合衆国以外の者は、いずれの場合においても、使用又は収益をするに当たつては、許可等を受ける必要がある。

四について

一時使用等の許可等を受けないで使用又は収益をしている者があれば、その実情に応じて適切な措置を講ずることとなる。

五について

一時使用等の許可をした行政機関が行う。

大に於いて

農地法等、所有権以外の権原に基づき耕作する者についての農地に係る使用・収益の権利の保護に関する主な規定としては、同法第十八條から第二十條までの規定が考えられるが、一時使用等の許可を受けて行われる耕作については、これらの規定の適用はないものと解する。

右答弁する。

一、去る七月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柴田睦夫君提出件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年七月九日

提出者 柴田 睦夫

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

朗読を省略した議長の報告 船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

二六〇

件名外の閣議決定等の国立公文書館への移
管促進等に関する質問主意書

昭和五十九年六月二十日提出の私の「国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問主意書(以下「質問書」という。)に対する同年六月二十九日付けの答弁書(内閣衆質一〇一第二六号、以下「答弁書」という。)は、要領を得ていない。なかでも、質問書中「二 件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等について」の質問に対する答弁書の内容は、答弁の名に値しない。

そこで以下、衆議院規則第五百九条の規定に基づき、件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関し更に質問する。

一 件名外の閣議決定等の年次別件数等について
答弁書は、質問書で「日本国憲法施行後、件名外の閣議決定・了解事項とされたため前記内閣参事官室公表の『目録』に掲載されなかつた事項はどれくらいあるのか、その事項又は件名数を年次別に明らかにされたい。」と問うたのに対し、「閣議及び参事官等会議付議事項の件名等目録」は、閣議に付議された案件のうち、日常業務を円滑に処理する上で参考となる事項を資料として整理し、編集したものである」としているのみで、質問にまともに答えていない。そこで具体的に尋ねる。

1 答弁書は、件名外の閣議決定や閣議了解(以下「閣議決定等」という。)は存在しないということを意味しているのか、それとも存在していることを意味しているのか、この点を明確にされたい。

2 答弁書が、件名外の閣議決定等は存在しないということを意味していると仮定した場合、公開された「共産主義者等の公職からの排除に関する件」についての閣議決定(昭和二十五年九月五日付け)など、いわゆる「レッド・パージ」関連文書は、件名外の閣議決定等ではなかつたということになるが、ど

うか。

ロ 内閣参事官室の「閣議及び参事官等会議付議事項の件名等目録(以下「目録」という。)に掲載されていない閣議決定等は相当数にのぼることになると思われるが、それはどのくらいあるのか、年次別に事項又は件名数を明らかにされたい。

3 答弁書が、件名外の閣議決定等は存在しているということを意味している場合、閣議決定等のなかには、国民に対して、その内容がもとより、件名さえ秘密にしているものがあるということになる。

イ 閣議決定等の内容を国民に対して秘密扱いとする場合の基準と手続は、どのように定められているのか。また、その根拠は何か。

ロ 閣議決定等についてその内容はもとより件名さえも国民に対して秘密扱いする場合の基準と手続はどのように定められているのか。また、その根拠は何か。

ハ 件名外の閣議決定等とされたため、前記目録に掲載されなかつたものは、日本国憲法施行後、どれくらいあるのか、その事項又は件名数を年次別に明らかにされたい。明らかにできない場合は、その理由を明示されたい。

二 件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進、その他について

答弁書は、質問書で、件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管と、同館における公開措置の促進を求めたのに対し、「国立公文書館においては、昭和五十五年五月二十七日付け閣議了解(情報提供に関する改善措置等について)の趣旨を踏まえて各省庁と協議の上、公文書等の移管及び公開措置の促進を図つているところである。」としているが、なおあいまいな点を残している。そこで具体的に尋ねる。

1 答弁書中の「公文書等」のなかに、件名外の

閣議決定等を当然含んでいるものと考えるが、どうか。

2 答弁書の主語は、「国立公文書館」となっているが、内閣全体の見地からはどのような措置を講じているのか。内閣全体の見地から公文書等の移管及び公開措置の促進の事務を所管している部局はどこか。

3 件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進に係る基準と手続は、どのように定められているのか。また、その根拠は何か。右質問する。

内閣衆質一〇一第三一号
昭和五十九年七月三十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員柴田睦夫君提出件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柴田睦夫君提出件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関する質問に対する答弁書

一 について

閣議に付議された案件のうち、その公表が国の安全、利益に損害を与えるおそれがあるもの等については、関係省庁からの申出に基づき、公表を差し控えることもある。

なお、最近において不公表とされている案件は、昭和五十四年一件、五十五年二件、五十六年一件、五十八年一件である。

「閣議及び参事官等会議付議事項の件名等目録」は、内閣官房において、閣議及び参事官等会議に付議された案件のうち、不公表とされている案件、叙位・叙勲等の人事関係案件、恩赦等を除いて、日常業務を円滑に処理する上で参考となる案件を資料として整理し、編集したものである。

二 について

国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する等の事務を所掌している。公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置については、国立公文書館が各省庁と協議の上、従来からその促進を図つているところであるが、その運用上の基準として、昭和五十五年五月二十七日付け閣議了解(情報提供に関する改善措置等について)に基づき、同年十二月二十五日各省庁連絡会議において「申合せ」を行つているところである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る七月三十一日、内閣から、衆議院議員菅直人君提出昭和電工株式会社各工場におけるじん肺などの発生状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるが、これに日時を要するため、昭和五十九年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

船員法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十九年五月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

船員法の一部を改正する法律
船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 年少船員及び女子船員」を「第九章 年少船員」に改める。
第九章の二「女子船員」に改める。
第四十四条の二第一項中「産前産後の女子が第八十六条を」の「女子の船員が第八十七条第一項又は第二項に、」を「ただし」に改める。

第四十七条中「左の」を「次の」に、「雇入の」を「雇入れの」に改め、「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第九章の章名中「及び女子船員」を削る。

第八十五条の見出しを「(年少船員の就業制限)」に改め、同条第二項中「及び女子の船員」を削り、「これらの船員」を「当該船員」に改める。

第八十六条及び第八十七条を削る。

第八十八条の見出しを「(年少船員の夜間労働の禁止)」に改め、同条第一項中「又は女子の船員」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同条を第八十六条とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 女子船員

(妊娠婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 命令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。
- 二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第八十八条 船舶所有者は、命令で定めるところにより、妊娠中又は出産後一年以内の女子(以下「妊娠婦」という。)の船員を命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

(妊娠婦の労働時間の特例)
第八十八条の二 妊娠婦の船員の労働時間は、第六章の規定にかかわらず、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

船舶所有者は、妊娠婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後八週間を経過した妊娠婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

第六十七条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定に基づき労働時間の制限を超えて海員(第七十二条各号に掲げる者を除く。)が作業に従事する場合について準用する。

(妊娠婦の休日の特例)

第八十八条の三 船舶所有者は、妊娠婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日を与えなければならない。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊娠婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該妊娠婦の船員を休日において作業に従事させることができる。ただし、第六十三条第一項に規定する海員の停泊中の休日における作業については、当該海員を必要とする作業に従事させることがやむを得ない場合に限り、第六十三条第二項及び第三項の規定は、妊娠婦の船員については、これを適用しない。

障がないと医師が認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該妊娠婦の船員を休日において作業に従事させることができる。ただし、第六十三条第一項に規定する海員の停泊中の休日における作業については、当該海員を必要とする作業に従事させることがやむを得ない場合に限り、第六十三条第二項及び第三項の規定は、妊娠婦の船員については、これを適用しない。

第六十三条第二項及び第三項の規定は、妊娠婦の船員については、これを適用しない。

(妊娠婦の夜間労働の制限)
第八十八条の四 船舶所有者は、妊娠婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間に於いて作業に従事させてはならない。ただし、命令で定める場合において、これと異なる時刻の間に於いて午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊娠婦の船員が同項本文の時刻の間に於いて作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(例外規定)
第八十八条の五 前三条の規定は、船舶所有者が妊娠婦の船員を第六十八条第一号又は第三号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊娠婦以外の女子船員の就業制限)
第八十八条の六 船舶所有者は、妊娠婦以外の女子の船員を第八十八条に規定する作業のうち命令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)
第八十八条の七 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)
第八十八条の八 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第二百六十六条第七号中「第六十七条第三項の下に(第八十八条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百二十九条中「又は第二項」を「若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六」に改める。

第二百三十条中「第六十七条第二項」の下に「(第八十八条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十六条、第八十八条」を「第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二第二項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項」に改める。

第二百三十一条第一号中「第八十七条」を「第八十八条の七」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む女子の船員については、改正後の船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一二六二

入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する差別的撤廃に関する条約の批准に備えるため、女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 本案は、昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する差別的撤廃に関する条約の批准に備えるため、女子船員について、その特別規定の見直しを行うとともに、母性保護の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 妊産婦以外の女子の船員の就業制限等

妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。)以外の女子の船員については、夜間労働の制限を廃止するとともに、命令で定める母性保護上有害な作業(4の作業)のうち命令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならないこととする。

2 産前休業

船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならないこととする。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる場合は、この限りでないこととする。

(一) 命令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

(二) 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合でその者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

3 産後休業

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならないこととする。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合で

その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでないこととする。

4 母性保護上有害な作業の就業制限

船舶所有者は、命令で定めるところにより、妊産婦の船員を命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととする。

5 妊産婦の船員の労働時間及び休日並びに時間外労働等の制限

(一) 妊産婦の船員の労働時間は、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

(二) 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日を与えなければならないこととする。

(三) 船舶所有者は、妊産婦の船員に時間外労働又は休日労働をさせてはならないこととする。ただし、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでないこととする。

6 妊産婦の船員の夜間労働の制限

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事することを申し出た場合でその者の母性保護上支障がないと医師が認めたときを除き、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならないこととする。

7 緊急時等の例外規定

5及び6の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一号又は第三号の作業に従事させる場合には、適用しないこととする。生理日における就業制限

9 家族船員への非適用
1から8までの規定は、船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶については、適用しないこととする。

10 その他

女子船員に係る送還地の特例を廃止するとともに、罰則その他関係条文について所要の改正を行うこととする。

11 施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとする。

12 経過措置等

本法の施行に伴う経過措置を設けるとともに船員保険法の出産手当金に関する規定について所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、女子に対する差別的撤廃に関する条約の批准に備えるための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年七月二十七日

運輸委員長代理 理事 浜野 剛

衆議院議長 福永 健司殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年四月十六日 内閣総理大臣 中曽根康弘

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条―第七十四条の五)」を

「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条―第七十四条の五)」を
第一款 道府県たばこ消費税(第七十四条)
第二款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二)
第三款 道府県たばこ消費税(第七十四条の三)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の四)

消費税
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の四)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の六)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の七)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の八)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の九)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十一)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十二)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十三)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十四)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十六)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十七)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十八)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の十九)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十一)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十二)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十三)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十四)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十五)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十六)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十七)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十八)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の二十九)
第四款 道府県たばこ消費税(第七十四条の三十)

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十一―第四百八十五条の五)」を
第一款 市町村たばこ消費税(第四百六十一―第四百八十五条の五)
第二款 市町村たばこ消費税(第四百八十六―第四百九十条)
第三款 市町村たばこ消費税(第四百九十一―第四百九十五条)
第四款 市町村たばこ消費税(第四百九十六―第五百条)

に改める。
第十三条の二第二項中「すでに」を「既に」に改め、同項第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

第十三条の三第二項中「前項の規定により」の下に「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」を加え、同条第四項中「特別徴収の方法によつて徴収する」を削り、「物件の引取等」を「売渡し又は引取りに係る物件等道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」に改める。
第十四条の四の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条中「引取等」を「売渡し又は引取り等」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第十六条の三第一項中「次の各号に」を「次に」に、「特別徴収義務者第一号から第六号までに掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ。」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
四 市町村たばこ消費税

地方団体の長は、道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税が課される製造たばこ又は木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油が、強制換領手続により換領された場合において、当該製造たばこ、素材又は軽油につき道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちから当該道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

第十六条の三第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
一 道府県たばこ消費税

第十六条の三第四項から第六項までの規定及び第八項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。
第二十五条第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。
第七十二条第五項第十号を次のように改める。
十 電気通信事業(放送事業を含む)。

第七十二条の四第一項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。
第七十二条の四第二項第四号中「環境衛生同業小組合並びに塩業組合」を「並びに環境衛生同業小組合」に改める。
第七十三条の四第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同号の次に次の一号を加える。
一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第二章第四節を次のように改める。
第四節 道府県たばこ消費税
第一款 通則
(用語の意義)
第七十四条 道府県たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 製造たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。
二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。
三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一

項に規定する卸売販売業者をいう。
四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。
六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
(たばこ消費税の納税義務者等)
第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

二 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所等当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。
三 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。
四 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等

に規定する卸売販売業者をいう。
四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。
六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
(たばこ消費税の納税義務者等)
第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

二 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所等当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。
三 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。
四 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等

に規定する卸売販売業者をいう。
四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。
六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
(たばこ消費税の納税義務者等)
第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

二 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所等当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。
三 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。
四 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等

は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しのに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合に

おいては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第七十四条の四 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において

て、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分		重 量
一 喫煙用の製造たばこ	イ バイブたばこ	一グラム
	ロ 葉巻たばこ	一グラム
	ハ 刻みたばこ	二グラム
	ニ かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かき用の製造たばこ		二グラム

(たばこ消費税の税率)

第七十四条の五 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に船用品又は機用品(関税法昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ

(第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者が卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造た

ばことについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二、第七十六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪) 第七十四条の八 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた

者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ消費税の申告納付の手続) 第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十四条の六第二項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日

から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項

から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができる。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申告書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付) 第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後に

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一二六六

においても、第七十四条の二十四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

2 第七十四条の十項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十項から第三項まで、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者

等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第七十四条の大第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して

十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(営業の開廃等の報告)

第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、自治省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(市町村たばこ消費税に関する書類の供覧等)

第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ消費税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ消費税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、自治省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)

第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)
第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)
第七十四条の二十二 たばこ消費税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
2 たばこ消費税の納税者は、第七十四条の十第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合においては、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金)
第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告書の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前)にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額と、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた

場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたもの

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一二六八

でないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告による増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出に

ついて前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限(第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。)までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県知事は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)
第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)
第七十四条の二十七 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえない限りはならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三号の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)
第七十四条の二十八 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不

利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第七十四条の二十九 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り

(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の適用)

第七十四条の三十 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七十四条の三十一 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、たばこ消費税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十四条の三十二 第七十四条の三十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十四条の三十三 第七十四条の三十の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七十四条の三十四 第七十四条の三十の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定により通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

第七十四条の三十五 第七十四条の三十の場合において、第七十四条の三十三の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う

第七十四条の三十の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二百九十六条第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第二百九十六条第二項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条第四項中「塩業組合」を削る。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

31 日本たばこ産業株式会社所有し、かつ、直接塩専売法第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 市町村たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第四百六十四条 市町村たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二十三条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第二項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六

項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

第四百六十五条 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合)においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。において、当該卸売販売業者の営業所所在の市町村において、当該卸売販売業者等が卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該消費等又は消費等に係る製造たばこに對し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該消費等又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小

売販売業者からその小売販売業者の営業所との当該消費税に係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するものとに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者等である卸売販売業者等から当該消費税に係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するものとに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四百六十六条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二七〇

定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費等をしたものとして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をしたものとして、前条第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三條の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法第十條第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該

製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量	一 喫煙用の製造たばこ イ パイプたばこ ロ 葉巻たばこ ハ 刻みたばこ
二	かみ用の製造たばこ	二グラム
三	かき用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第四百六十八條 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第四百六十九條 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に輸用品又は機用品(関税法第二條第一項第九号又は第十号に規定する輸用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税が課された製造たばこ(第四百七十七條第一項又は第二項の規定

による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三條第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者が卸売販売業者等とみなして、第四百六十五條の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)

第四百七十條 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品

として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第四百六十五條、第四百六十六條及び第四百七十三條の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五條の三第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第四百七十二條 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六條第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対しては、たばこ消費税を課する場合におけ

る徴収は、普通徴収の方法によるものとす

(たばこ消費税の申告納付の手續)

第四百七十三条 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九条第二項に規定する書類及び第四百七十七条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量

が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税等である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じた認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

らない。

(納期限の延長)

第四百七十四条 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第四百七十五条 第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後において、第四百八十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治

省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した市町村長又は第四百八十条第二項の規定により決定をした市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手續)

第四百七十六条 第四百七十二条ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第四百六十九条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除

が行われている場合には、その控除前の金額とする。に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ消費税の脱税に関する罪）
第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、この条の罰金を科する。

（道府県たばこ消費税に関する書類の供覧等）
第四百七十九条 市町村長が、たばこ消費税の賦課徴収について、道府県知事に對し、道府県たばこ消費税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書、第七十四条の十六の規定により卸売販売業者等が道府県知事に對してした報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義務者の道府県たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、道府県知事は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の更正又は決定）

第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第四百七十五条第二項の規定による修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）
第四百八十二条 たばこ消費税の申告納税者は、第四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額、当該税額に係る第四百七十三条第一項又は第二項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額、当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第四百七十六條第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百七十三條第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。（たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第四百八十三條 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百八十一條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合

を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十一條第一項又は第三項

の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十二條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十一條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百八十二條第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十一條第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ消費税の重加算金）

第四百八十四條 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限後にこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合

において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した加重算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき加重算金額を決定した場合に、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)

第四百八十五条 申告納税者又は納税者が納期限（第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第四百八十一条第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五条の三第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しななければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第四百八十五条の三 たばこ消費税に係る滞納

者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三号の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押さえることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分によ

る差し押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差し押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)
第四百八十五条の四 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第四百八十五条の五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り

(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第四百八十五条の六 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第四百八十五条の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は

指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、指定都市の長は、たゞこ消費税に関する犯罪事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五条の八 第四百八十五条の六の場合において、国税犯罪取締法第十一条及び第十二条の規定は、指定都市のたゞこ消費税に関する犯罪事件の調査についてののみ、かつ、当該指定都市の区域内に関する限り、これを準用する。

第四百八十五条の九 第四百八十五条の六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所屬する市町村の区域外においてもたゞこ消費税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第四百八十五条の十 第四百八十五条の六の場合において、たゞこ消費税に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件とする。

第四百八十五条の十一 第四百八十五条の六の場合において、国税犯罪取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯罪取締法を準用するたゞこ消費税に係る犯罪事件に関する検査拒否の罪)

第四百八十五条の十二 第四百八十五条の六の場合において、第四百八十五条の十の規定に

よつて間接国税に関する犯罪事件とされるたゞこ消費税に関する犯罪事件について、国税犯罪取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第四百八十五条の六の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四百八十九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 電気製塩(塩専売法第五条第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。)

第五百八十六条第二項二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第一号の次に次の一号を加える。

を営む者で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百二条第二項中「又は第十七項」を、第十七項又は第三十一項に改める。

第七百四条第一項中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七百三十六条第五項中「第四百六十七条」を「第四百七十二条から第四百七十七条まで」に、「あわせて行なう」を併せて行なうに改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

28 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第...)

附則第三項第八項の規定により日本電信電話公社が行う出資に係る償却資産のうち、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する基幹的な設備として政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十二條の三第三項中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

附則第三十二條の三の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

日本たばこ産業株式会社が直接たばこ事業法第二條第二号に規定する葉たばこの貯蔵の

用に供する施設(当該葉たばこを熟成させるためのものに限る。)に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」を「日本国有鉄道」に改め、昭和二十三年法律第二十五号(第四十三條の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については「及び、日本電信電話公社については日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八條第一項の財産目録に」を削り、同号を同条第五号とする。

第二条第二項中「公社」を「日本国有鉄道は」に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一七六

鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同条第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第三条第四項及び第四条第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第五条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産で」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第五条の二第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「こえる」を「超える」に、「第五項に基づく」を「同条第五項に基づく」に改める。

第七条の見出しを「日本国有鉄道の価格等の申告」に改め、同条中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十一条の見出しを「日本国有鉄道の固定資産の価格等の配分」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「よつて公社」を

「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を「において日本国有鉄道」に改める。

第十二条の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。

第十三条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十四条第二項及び第十五条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十六条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「こえる」を「超える」に、「公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改め、同条第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十七条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「第六条若しくは」を「第六条の規定による台帳価格等の通知」に、「第十一条の規定による固定資産の価格」を「第十一条の規定による固定資産の価格等」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
(事業税に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七十二条第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。
2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
第三条 新法第七十三条の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(道府県たばこ消費税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社

が売り渡した製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる道府県たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社(以下「日本たばこ産業株式会社」という。)が日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第 号)附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者(以下この項及び附則第六条第四項において「継続小売販売業者」という。)が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業

者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 新法第三百四十八条第二項第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八条第四項に規定する塩業組合（この法律の施行の際現に存するものに限る。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の第三十一項及び新法附則第十五条第二十八項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市町村たばこ消費税に関する経過措置)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社

が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業株式会社」という。）が日本たばこ産業株式会社法（以下「日本たばこ産業株式会社法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が旧法第三章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百七十七条の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四

百六十七條第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたばこの消費税額に相当する金額とするものとする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第七條 新法第五百八十六條第二項第二十七號の四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

新法第五百八十六条第二項第二十七号の四の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用する。

(事業所税に関する経過措置)

新法第七百一条の三十四第三項（新法第

七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税(以下この項において「事業に係る事業所税」という。)に関する部分に限る。)及び新法附則第三十二条の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税）以下この項において「新増設に係る事業

所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九條 新法第七百二條第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、第一條の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金について適用し、昭和六十年年度分までの公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金（以下この条において「市町村納付金等」という。）については、なお従

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一二七八

前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本たばこ産業株式会社(以下「産株」という)が日本たばこ産業株式会社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧交付納付金法」という。)の規定の例により、日本たばこ産業株式会社が納付する。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等で日本電信電話株式会社(以下「電通」という)が日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交付納付金法の規定の例により、日本電信電話株式会社が納付する。

4 第二項の場合における旧交付納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「こえる」を「超える」に、「公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に、「あらたに」を「新たに」に、「うる」を「埋める」に、「行なう」を「行う」に改める。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、昭和六十年分までに納付した同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十四条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。
第百十九条中「及び特別徴収義務者」を、「申告

納付の方法により徴収する道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。)及び市町村たばこ消費税(特別区分たばこ消費税を含む。)並びに特別徴収義務者」に改める。

理 由

日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、並びに日本たばこ産業株式会社が行う塩専売事業に係る固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じ、及び日本電信電話株式会社に對し日本電信電話公社から出資される一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、並びに日本たばこ産業株式会社が行う塩専売事業に係る固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じ、及び日本電信電話株式会社に對し日本電信電話公社から出資される一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(一) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

(1) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」という。)が小売販売業者に売り渡す製造たばこに對し、従価割額及び従量割額の合算額によつて、小売販売業者の営業所所在の道府県及び市町村において卸売販売業者等に課すること。

(2) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては売渡しに係る製造たばこの小売定価に相当する金額とし、従量割にあつては売渡しに係る製造たばこの本数とすること。

(3) 道府県たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一、従量割にあつ

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税

ては千本につき二百円とし、市町村たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三、従量割にあつては千本につき三百五十円とすること。

(4) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の徴収については、原則として、前月分を毎月末日までに申告納付するものとする。

(二) 不動産取得税

日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の不動産の取得については非課税とすること。

(三) 固定資産税及び都市計画税

(1) 日本たばこ産業株式会社が所有し、かつ、直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る課税標準を、その価格の二分の一の額とすること。

(2) 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話公社の行い出資に係る償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とすること。

(四) 特別土地保有税

日本たばこ産業株式会社が直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の土地又はその取得については非課税とすること。

(五) 事業所税

(1) 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売

事業に係る業務の用に供する一定の施設については、非課税とすること。

(2) 専ら公衆のために第一種電気通信事業を営む者で一定のものが、当該第一種電気通信事業の用に供する一定の施設については、非課税とすること。

(3) 日本たばこ産業株式会社が直接塩たばこの貯蔵の用に供する施設（当該葉たばこを熟成させるためのものに限る。）に係る資産割の課税標準の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、事業所床面積の二分の一を控除すること。

2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

日本電信電話公社及び日本専売公社の解散に伴い、公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金に係る制度について、所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の改正、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市

町村納付金等に係る制度の廃止等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年七月三十一日

地方行政委員長 大石 千八

衆議院議長 福永 健司殿

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月二十七日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 福永 健司殿

身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「自立への努力及び機会の確保」に改め、同条中「すみやかに」を「その有する能力を活用することにより、」に、「参与」を「参加」に改め、同条に次の一項を加える。

2 すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第三条第一項中「地方公共団体は」の下に、「前条第二項に規定する理念が具現されるように配慮して」を加え、同条第二項中「国民は」の下に、「社

会連帯の理念に基づき」を加え、「参与」を「参加」に改める。

第五条第一項中「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設」を「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター」に改める。

第十一条第二項を次のように改める。

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

三 必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。

第十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に、「取らなければ」を「採らなければ」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「あつ」を「あつせん」に改

め、同項第三号中「収容若しくは通所」を「入所」に、「に収容し、若しくは通所させ」を「に入所させ」に、「を収容し、若しくは通所させること」を「の入所に改め、同項第四号中「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「肢体不自由者更生施設、

失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設を「身体障害者更生施設」に、「厚生大臣の指定する」を「第二十八条第一項の規定による基準に適合する」に、「を収容し、又は通所させること」を「の入所」に改め、同項第一号中「とる」を「採る」に改め、同項第二号中「収容し、又は通所させること」を「入所」に、「とる」を「採る」に改める。

第十八条の二第一項中「収容し、若しくは通所させ、又は収容し、若しくは通所させること」を「入所させ、又は入所に改め、同条第二項中「に収容し、又は通所させること」を「への入所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第一項中「ほうき、はたき、ぞうきんその他」を削る。

第二十九条から第三十条の二までを次のように改める。

(身体障害者更生施設)

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。

(身体障害者療護施設)

第三十条 身体障害者療護施設は、身体障害者であつて常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。

(身体障害者福祉ホーム)

第三十条の二 身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

第三十条の三及び第三十条の四を削る。

第三十一条中「身体障害者授産施設とは」を「身体障害者授産施設は」に、「収容し、又は通所させて」を「入所させて」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(身体障害者福祉センター)

第三十一条の二 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

第三十三条中「点字刊行物を盲人の求に応じて閲覧させる」を「点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する」に改める。

第三十六条の二中「を収容し、又は通所させること」を「の入所」に改め、同条を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、都道府県知事又は市町村長が、第十八条第一項第三号の規定により国の設置する身体障害者更生療護施設に身体障害者の入所を委託した場合におけるその委託後に要する費用を支弁する。

第三十七条中「設置に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの設置に要する費用を除く。）」を加える。

第三十七条の二中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「運営に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの運営に要する費用を除く。）」を加え、同条第三号中「設置に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの設置に要する費用を除く。）」を、「運営に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの運営に要する費用を除く。）」を加える。

第三十八条第四項中「補装具の交付又は」を「身体障害者更生療護施設への入所若しくは入所の委託(国の設置する身体障害者更生療護施設への入所の委託を除く。）」が行われた場合又は補装具の交付若しくはに改め、同条に次の一項を加える。

5 都道府県知事又は市町村長により国の設置する身体障害者更生療護施設への入所の委託が行われた場合においては、主務大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第四十六条中「左の」を「次の」に、「三千円」を「十万円」に改める。

第四十七条中「詐欺」を「偽り」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第四十八条中「基く」を「基づく」に、「三箇月」を「三月」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第四十九条の二第二項中「及び第三十五条から第三十六条の二まで」を「第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十八条に改める。

別表中「身体障害者の範囲」を「第四条、第十五条、第十六条関係」に改め、同表第一号中「左に」を「次に」に、「きよう、正視力」を「矯正視力」に改め、同表第二号中「左に」を「次に」に、「聴力損失」を「聴力レベル」に、「六〇デシベル」を「七〇デシベル」に、「八〇デシベル」を「九〇デシベル」に、「四〇デシベル」を「五〇デシベル」に改め、同表第三号中「左に」を「次に」に、「又は言語機能」を「言語機能又はそしやく機能」に、「ぞう、失」を「喪失」に改め、同表第四号中「左に」を「次に」に、「ゆび」を「指」に、「前各号」を「1から5まで」に、「の外」を「のほか」に改め、同表第五号中「障害」の下に「その他政令で定める障害」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。ただし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三十八条第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第四十九条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の身体障害者福祉法(次条第一項において「旧法」という。)第十六条第二項第三号に該当することを理由に同項の規定によりなされた返還命令については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十七条第三項の規定による届出をして肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を設置している市町村は、身体障害者更生施設の設置に関し、この法律による改正後の身体障害者福祉法(以下この条において「新法」という。)第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホーム又は身体障害者福祉センターを設置している市町村は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、都道府県知事に新法第二十七条第三項に規定する厚生省令で定める事項を届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をしたときは、新法第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十

四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の四中「収容し、又は通所させる」を「入所させる」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設」を「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第三号中「補装具製作施設」を「身体障害者福祉センター、補装具製作施設」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて前条の規定による改正前の同法第二条第二項第三号に規定する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を経営している者は、身体障害者更生施設を経営する事業に関し、前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新事業法」という。)第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している社会福祉法人は、この法律の

施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間、新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第九条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の」に、「義肢」を「義肢」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一一八二

別表第一及び別表第二中「肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの」を「身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの」に改める。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年における身体障害者福祉の理念を踏まえ、身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 身体障害者福祉の理念に関する規定の整備を行うこと。

2 身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定の整備を行うこと。

3 身体障害者更生相談所の相談機能等に関し所要の規定の整備を行うこと。

4 身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること。

5 身体障害者の範囲の一部を政令で定めるとすること。

6 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行すること。ただし、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する改正については、昭和六十一年四月一日から施行すること。

行すること。

7 その他所要の規定の整備等を行うこと。

二 議案の可決理由

身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲を拡大し、身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定を整備すること等は、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年八月一日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 身体障害者福祉対策の実施に当たっては、各分野の施策の有機的連携を欠くことのないよう関係各省庁の連絡調整に特に留意の上、総合的かつ計画的な施策を講じるとともに、可能な限りの予算措置を講ずるよう努めること。

二 身体障害者が家庭や地域での自立した生活を可能とするため、在宅福祉対策の充実をはじめ身体障害者の「完全参加と平等」が実現するための条件整備を図るとともに、ノーマライゼー

ションの理念に基づき、「更生」の規定について見直しを検討し、併せて身体障害者福祉法の改正についても検討を進めること。

三 身体障害者更生援護施設に関する費用徴収の実施に当たっては、施設の性格や身体障害者の実情等を勘案の上、過大な負担とならないよう十分配慮すること。

四 身体障害者のリハビリテーション推進のため、医療から職業訓練、社会復帰まで一貫したリハビリテーション体制の整備を図ること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十九年八月一日

提出者

大蔵委員長 瓦 力

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の五中「第六条」の下に「又は次条」を加える。

第八十八条の五の次に次の一条を加える。
(みなし揮発油等の特例)

第八十八条の六 炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。)と揮発油以外の物(揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当す

るものを含む。)とを混和して、揮発油(同法第二条第一項に規定する揮発油に限る。)以外の炭化水素油(炭化水素以外の物を含有するものを含み、温度十五度において〇・八七二以下の比重を有するもののうち、政令で定める分留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が二百六十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。)とした場合(同法第六条の規定に該当する場合を除く。)は、当該混和を製造とみなし、当該揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

2 揮発油類似品(揮発油税法第六条の規定により揮発油とみなされるものを除く。以下この項において同じ。)が保税地域から引き取られる場合には、当該揮発油類似品を揮発油とみなし、当該揮発油類似品を引き取る者を揮発油を引き取る者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

第八十九条の二第二項中「以下」の下に「次条第二項及び」を加え、「添付し」を「添付し」に改める。
第九十条第一項中「用途に供される揮発油」の下に「(第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第八十九条の三とする。
第九十条の二第一項中「用途に供する揮発油」の

下に「(第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第八十九条の四とし、第六章第三節中同条の次に次の二条を加える。

(移出に係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条 揮発油の製造者が、第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)

のうち、塗料の製造用その他の政令で定める用途に供されるものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書並びに当該みなし揮発油が前項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が同項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 揮発油税法第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条、第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四

条の二、第十五条の二及び第十七条の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者が当該みなし揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出と、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該みなし揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書(地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含む。)は、揮発油税法第十条第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、当該揮発油税及び地方道路税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければならない。

6 前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係るみなし揮発油の用途と同一の用途に供するため行われるときは、当該譲渡に係るみなし揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該譲渡を移出と、当該移入した者を揮発油の製造者とみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)

のうち、前条第一項に規定する用途に供するものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 揮発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は、前項の承認を受けて引き取ったみなし揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

ら施行する。

(製造の開廃等の申告に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。において、施行日前から引き続いて改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))第八十八条の六第一項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品の製造をする者は、揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)第二十三条第一項前段の規定による申告については、施行日から起算して一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

2 揮発油税法第二十三条第一項前段及び第二十九条第二号の規定は、前項に規定する者で施行日から起算して一月以内に同項の製造を廃止することとなるものについては、適用しない。

(手持品課税)

第三条 施行日に、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。)で新法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です持する場合には、その合計数量)が五キログラム以上であるときは、当該みなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなす。

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

二二八四

なし、施行日に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、四万五千六百四の揮発油税及び八千二百円の地方道路税を課する。

2 施行日に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所であつて揮発油を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に於て、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該みなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者となし、施行日に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、前項の規定によりみなし揮発油一キロリットルにつき課されるべき揮発油税の額及び地方道路税の額に、それぞれ五百三十八分の四百六十八を乗じて得た金額の揮発油税及び地方道路税を課する。

3 前二項の場合においては、税務署長は、揮発油税に併せて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にあるみなし揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和六十年一月から五月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

4 第一項又は第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法(昭和三十年法律第四号)第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の八十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百五十六」として、これらの規定を適用する。

5 第一項又は第二項に規定する者は、第一項又は第二項の規定に該当するみなし揮発油の貯蔵場所並びに当該場所との当該みなし揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう)その他政令で定める事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項又は第二項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該みなし揮発油の戻入又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその

者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出したみなし揮発油で第一項又は第二項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合 第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたみなし揮発油で第一項又は第二項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該みなし揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合 当該揮発油の製造者

7 第一項又は第二項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持するみなし揮発油が新法第九條第一項に規定する用途その他政令で定める用途に充てるべきものであることにつき当該みなし揮発油の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係るみなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、当該みなし揮発油の貯蔵場所を揮発油の製造場とみなす。

8 第二項の規定により揮発油税及び地方道路税を徴収された、又は徴収されるべきであつたみ

なし揮発油を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を揮発油の製造者と、当該積み込みの場所を揮発油の製造場とみなし、その積み込みの時に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合において、当該みなし揮発油に課されるべき揮発油税の額及び地方道路税の額は、それぞれみなし揮発油一キロリットルにつき、第一項に規定する金額から第二項に規定する金額を控除した金額とする。

9 前項の規定により揮発油の製造者となされる者が提出すべき揮発油税法第十條第一項又は地方道路税法第七條第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、前項の積み込みをしたみなし揮発油を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時まで提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協

力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 当分の間、第十条第一項に規定する揮発油には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第百二十六号)第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 当分の間、第二条第二号に規定する揮発油には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第百二十六号)第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

附則第七項及び第八項を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(みなし揮発油の特例)

3 当分の間、第八十条第一項第三号に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の二の次に次の一条を加える。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第三十二条の二の二 当分の間、第七百条の三第二項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

理 由

最近における揮発油類似品の流通状況等にかんがみ、炭化水素油と揮発油以外の物とを混和して得られた揮発油類似品及び保税地域から引き取られる揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第三十五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二〇四 一 三 加える。
二〇三 三 三 新機保法附則
二〇三 四 六 船員保険交渉法 船員保険交渉法
二〇七 三 末 三 前条 前条

昭和五十九年八月二日 衆議院會議録第三十九号

一一八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三 四二(大代)

〒 105

定価 一
部 一〇
円